

## 令和7年第2回 木津川市選挙管理委員会次第

日時 令和7年6月2日（月）午前9時00分～

場所 木津川市役所4階 会議室4－4

### 1 開 会

### 2 議 事

（1）令和7年6月選挙人名簿定時登録について

（2）第27回参議院議員通常選挙執行計画について

### 3 その他

### 4 閉 会

## 選挙人名簿登録者数報告書

(市区町村名 木津川市 )

令和7年6月2日現在

区分	男	女	計
前回定時登録日現在における名簿登録者数(A)	30,182	33,334	63,516
移替えによる異動者数(A')	0	0	0
定時登録に係る補正登録者数(B)	0	0	0
選挙時登録者数(C)	0	0	0
選挙時登録に係る補正登録者数(D)	0	0	0
抹消者数(E)	261	286	547
今回定時登録者数(F)	286	286	572
今回定時登録日現在における名簿登録者数(A±A'+B+C+D-E+F)	30,207	33,334	63,541

上記のとおり報告します。

なお、令和7年6月1日が本市（区町村）の休日と重なったため、登録日を上記の日付に変更しています。

令和7年6月2日  
京都府選挙管理委員会委員長 様

木津川市選挙管理委員会委員長 和田 稔

備考1 この報告は、6月1日（登録日の変更の場合は、その日）現在で調査してください。

2 (C)欄は、前回定時登録から今回定時登録までの間に行われた選挙時登録に係る数を記入してください。（2回以上の選挙時登録が行われた場合は、それぞれの登録者数の合計数とする。）

3 (E)欄は、前回定時登録から今回定時登録までの間に抹消した者の数を記入してください。

4 (F)欄は、6月1日現在において名簿に登録される資格を有する者で、同日（登録日の変更の場合は、その日）に登録された者の数を記入してください。

5 登録日を変更したときは、その変更の理由を記入してください。

## 在外選挙人名簿登録者数報告書

(市区町村名 木津川市)

令和7年6月2日現在

区分	男	女	計
前回報告時点における名簿登録者総数 (A)	16	23	39
前回報告時点以降の登録者数 (B)	0	1	1
前回報告時点以降の抹消者数 (C)	0	0	0
今回登録者総数 (A+B-C)	16	24	40

上記のとおり報告します。

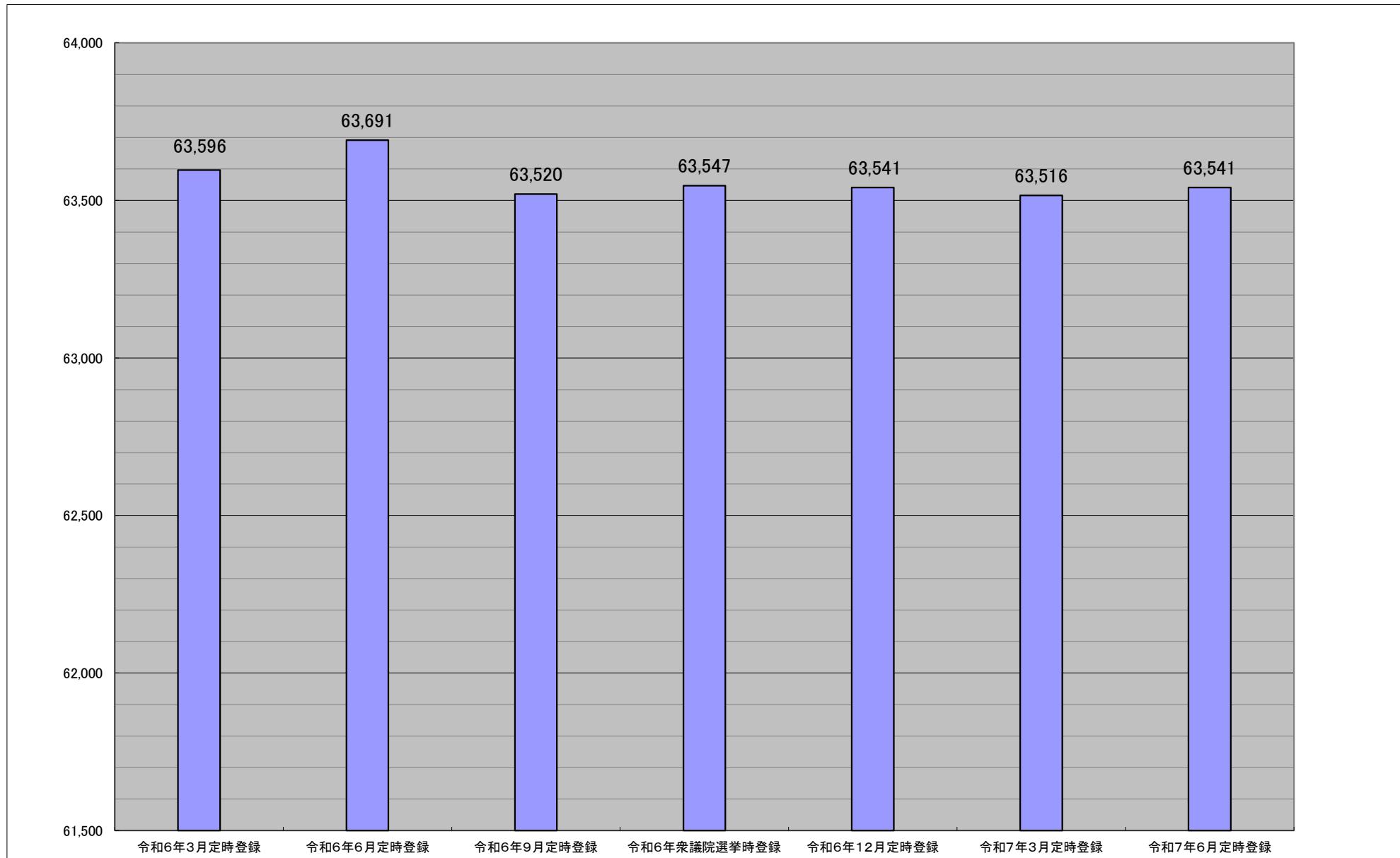
令和7年6月2日  
京都府選挙管理委員会委員長 様

木津川市選挙管理委員会委員長 和田 稔

備考 この報告は、公職選挙法第22条第1項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在（同日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合を除く。）及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた日現在の登録者数について行ってください。

投票区	投票場所	3月定時登録	投票区間の移し 替え移動者数	抹消者数			登録者数			6月定時登録	対3月定時登録		
				転出抹消	死亡者	その他	計	転入	年齢到達	計	計	増減数	増減率
1	木津小学校	2,941	7	20	10	0	30	12	11	23	2,941	0	0.00
2	木津川市役所	2,410	-3	24	11	0	35	9	6	15	2,387	-23	-0.95
3	鹿背山会館	340	2	0	2	0	2	0	3	3	343	3	0.88
4	市坂集会所	547	-2	0	5	0	5	6	0	6	546	-1	-0.18
5	梅谷区集会所	229	0	1	0	0	1	0	1	1	229	0	0.00
6	相楽小学校	3,936	-1	27	18	0	45	21	5	26	3,916	-20	-0.51
7	吐師会館	820	0	7	2	0	9	9	3	12	823	3	0.37
8	泉川団地集会所	1,106	-1	6	3	0	9	5	3	8	1,104	-2	-0.18
9	東部交流会館	1,465	-5	5	7	0	12	7	5	12	1,460	-5	-0.34
10	高の原小学校	3,678	-3	13	8	0	21	17	5	22	3,676	-2	-0.05
11	兜谷集会所	3,175	10	25	4	0	29	25	7	32	3,188	13	0.41
12	相楽台小学校	3,064	-3	22	13	0	35	28	15	43	3,069	5	0.16
13	木津川台小学校	5,206	-3	22	9	0	31	24	20	44	5,216	10	0.19
14	梅美台小学校	5,339	-1	48	4	0	52	43	43	86	5,372	33	0.62
15	州見台小学校	5,587	-14	32	6	0	38	39	37	76	5,611	24	0.43
32	城山台小学校	5,997	15	22	4	0	26	43	17	60	6,046	49	0.82
<b>木津地区 16投票区計</b>		<b>45,840</b>	<b>-2</b>	<b>274</b>	<b>106</b>	<b>0</b>	<b>380</b>	<b>288</b>	<b>181</b>	<b>469</b>	<b>45,927</b>	<b>87</b>	<b>0.19</b>
16	加茂支所	2,437	0	19	12	0	31	7	9	16	2,422	-15	-0.62
17	加茂小学校	1,919	6	10	6	0	16	5	5	10	1,919	0	0.00
18	加茂人権センター	359	-1	2	1	0	3	0	0	0	355	-4	-1.11
19	文化財整理保管センター分室	1,195	0	7	8	0	15	2	4	6	1,186	-9	-0.75
20	当尾の郷会館	432	-2	1	2	0	3	1	1	2	429	-3	-0.69
21	南加茂台公民館	2,228	5	11	11	0	22	10	0	10	2,221	-7	-0.31
22	南加茂台小学校	1,654	-3	5	2	0	7	8	6	14	1,658	4	0.24
23	南加茂台第5集会所	836	0	2	3	0	5	0	4	4	835	-1	-0.12
<b>加茂地区 8投票区計</b>		<b>11,060</b>	<b>5</b>	<b>57</b>	<b>45</b>	<b>0</b>	<b>102</b>	<b>33</b>	<b>29</b>	<b>62</b>	<b>11,025</b>	<b>-35</b>	<b>-0.32</b>
24	山城支所別館	1,029	3	7	3	0	10	3	1	4	1,026	-3	-0.29
25	上狛小学校	883	-1	4	3	0	7	2	2	4	879	-4	-0.45
26	椿井区公民館	634	2	8	4	0	12	1	3	4	628	-6	-0.95
27	北河原区公民館	291	0	2	1	0	3	1	1	2	290	-1	-0.34
28	神童子公民館	98	0	1	0	0	1	0	0	0	97	-1	-1.02
29	大平尾会館	1,435	-2	7	3	0	10	13	6	19	1,442	7	0.49
30	北平尾区コミュニティセンター	959	-1	6	5	0	11	2	3	5	952	-7	-0.73
31	棚倉小学校	1,287	-4	6	5	0	11	1	2	3	1,275	-12	-0.93
<b>山城地区 8投票区計</b>		<b>6,616</b>	<b>-3</b>	<b>41</b>	<b>24</b>	<b>0</b>	<b>65</b>	<b>23</b>	<b>18</b>	<b>41</b>	<b>6,589</b>	<b>-27</b>	<b>-0.41</b>
<b>木津川市域 総 計</b>		<b>63,516</b>	<b>0</b>	<b>372</b>	<b>175</b>	<b>0</b>	<b>547</b>	<b>344</b>	<b>228</b>	<b>572</b>	<b>63,541</b>	<b>25</b>	<b>0.04</b>

## 選挙人名簿登録者の推移



# 第27回参議院議員通常選挙

## 選挙執行計画（案）

（選挙管理委員会 資料用）

R 7. 6. 2

木津川市選挙管理委員会

## 参議院議員通常選挙執行計画（案）

参議院議員通常選挙については、本執行計画に基づき管理執行する。

### 第1 参議院議員通常選挙の期日（令和7年7月28日任期満了）

令和7年7月20日（日）を想定 【公示日7月3日（木）】

※ 選挙期日の決定 － 令和7年6月中旬頃

#### 《参考》

##### ○公職選挙法

第32条 参議院議員の通常選挙は、議員の任期が終る日の前三十日以内に行う。

2 前項の規定により通常選挙を行うべき期間が参議院開会中又は参議院閉会の日から二十三日以内にかかる場合においては、通常選挙は、参議院閉会の日から二十四日以後三十日以内に行う。

3 通常選挙の期日は、少なくとも十七日前に公示しなければならない。

### 第2 選挙人名簿登録者数

1 名簿登録者数 63,541人（令和7年6月定時登録）

2 在外選挙人名簿登録者数 40人（令和7年6月定時登録）

3 投票区の数 32投票区

### 第3 投票管理者・開票管理者（職務代理人）

#### 1 投票管理者・投票立会人

投票管理者及び投票立会人は、従来どおり選挙管理委員会の委員、補充員、市明るい選挙推進協議会委員並びに地域長をはじめとする各地域の役員（地域長に推薦を依頼）から選任することとする。

○投票管理者：選挙管理委員会委員、補充員、市明推協委員、地域長 等

○投票立会人：市明推協委員、地域長（各地域役員） 等

#### 2 期日前投票管理者・期日前投票立会人

期日前投票管理者は、選挙管理委員会の委員、補充員及び明推協委員から選任し、期日前投票立会人は若年層を中心に公募者等から選任することとする。

○期日前投票管理者：選管委員、選管補充員、市明推協委員 等

○期日前投票立会人：公募者 等

### 3 開票管理者等

- 開票管理者：選挙管理委員会委員長
- 同職務代理者：選挙管理委員会委員長職務代理

### 4 開票立会人

開票立会人は、選挙区選挙では各候補者、比例代表選挙では候補者名簿届出政党がそれぞれ本人の承諾を得て選任し、届け出こととなるが、その数が法定定足数の3人に満たない場合は、選管補充員の中から必要人数を選挙管理委員会が選任する（法第62条第8項）。

- ① あらかじめ、選任予定者を選考しておく。

また、開票立会人の届出人数が10人を超える場合については、選挙期日の3日前（7月17日（木））の午後5時30分から開催する木津川市選挙管理委員会において、「くじ」により決定する。

《参考》公職選挙法

（開票立会人）

第62条

8 第2項の規定による開票立会人が3人に達しないとき又は選挙の期日の前日までに3人に達しなくなつたときは市町村の選挙管理委員会において、開票立会人が選挙の期日以後に3人に達しなくなつたとき又は開票立会人で参会する者が開票所を開くべき時刻になつても3人に達しないとき若しくはその後3人に達しなくなつたときは開票管理者において、その開票区における選挙人名簿に登録された者の中から3人に達するまでの開票立会人を選任し、直ちにこれを本人に通知し、開票に立ち会わせなければならない。ただし、同項の規定による開票立会人を届け出た公職の候補者の属する政党その他の政治団体、同項の規定による開票立会人を届け出た候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任した開票立会人の属する政党その他の政治団体と同一の政党その他の政治団体に属する者を当該公職の候補者、候補者届出政党、衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の届出に係る開票立会人又は市町村の選挙管理委員会若しくは開票管理者の選任に係る開票立会人と通じて3人以上選任することができない。

## 第4 選挙人名簿について

### 1 選挙人名簿

各選挙の選挙人名簿の登録基準日は、以下のとおり行う。

投票日	令和7年7月20日
選挙人名簿基準日	7月2日（水）
登録日	7月2日（水）
電算処理日（予定）	6月18日（水）

※各選挙の公示日前日を選挙人名簿の登録基準日として、基準日現在において引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されている人で、選挙期日（投票日）において満18歳以上の人を基準日に登録する。

※市内転居者については、電算処理日までに転居した者は新住所地の投票所で、電算処理日の翌日以降に転居した者は前住所地の投票所で投票を行う。

### 2 在外選挙人名簿

登録者名簿一覧表をエクセル様式により作成する。

### 3 法第11条該当者名簿

該当者名簿一覧表をエクセル様式により作成する。

#### 《参考》公職選挙法

第11条 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。

- 1 削除
- 2 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
- 3 禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者（刑の執行猶予中の者を除く。）
- 4 公職にある間に犯した刑法（明治40年法律第45号）第197条から第197条の4までの罪又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成12年法律第130号）第1条の罪により刑に処せられ、その執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた者でその執行を終わり若しくはその執行の免除を受けた日から5年を経過しないもの又はその刑の執行猶予中の者
- 5 法律で定めるところにより行われる選挙、投票及び国民審査に関する犯罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

## 第5 投票について

### 1 投票所入場券の発行

1人1枚の投票所入場券により通知を行う。

期日前投票が始まる公示日翌日までには選挙人に届くように郵便局に持ち込むものとする。

また、転出表示者に対して、居住地での不在者投票の方法等の周知を兼ね、通知文と不在者投票宣誓書兼請求書を送付する。

投票日	令和7年7月20日
郵便局持込日	6月23日（月）
配達期間	6月24日（火）～ 7月2日（水）

### 2 投票区・投票所

32投票所とする。

※駐車場からの距離が遠いこと、空調及び照明設備が十分でないこと等を理由に投票所設置場所の変更を継続的に要望されていた第31投票所（棚倉小学校）については、投票所設置場所を体育館から会議室へ変更する。

### 3 繰上げ投票

繰上げ投票は行わない。

### 4 期日前投票

#### ① 期日前投票所の設置

期日前投票所は次の4箇所に設置し、設置場所、設置期間等については、市の広報紙、HP、入場券の裏面に記載することにより市民に周知する。

また、市役所を除く期日前投票所の設置期間は8日間とし、居住地域に関係なく、市内いずれの期日前投票所においても期日前投票ができることとする。

なお、イオンモール高の原に設置する期日前投票所については、令和5年統一地方選挙の際に使用した「3階 平安コートエスカレーター横スペース」に期日前投票所を設置することとする。

期日前投票所	設置期間	設置時間
市役所 1階 住民活動スペース	7月4日(金)～ 7月19日(土)	
加茂支所 2階 会議室	7月12日(土)～ 7月19日(土)	午前8時30分～ 午後8時
山城支所 別館 ホール		
イオンモール高の原 3階 平安コートエスカレーター横スペース		午前10時～ 午後8時

## ② 期日前投票所の設備

期日前投票所の設置施設は、投票環境の向上を図るための対策（案内看板の設置、1足制の導入、スロープの設置や車イスの配備などのバリアフリー対策など）が常備されている施設とし、建物の2階以上に設置する場合はエレベーター等の昇降設備が整っていることを条件とする。また、これらに加えて必要な資材や設備を整える。

また、誤交付・二重交付の防止及び投票事務の効率化を目的として、期日前投票所及び当日投票所の全てに投票用紙自動交付機を配置する。

## 5 不在者投票

病院・老人施設等の不在者投票に関する事務は、選挙管理委員会事務局（本庁）でのみ取り扱うものとする。不在者投票請求兼宣誓書の提出についても同様とする。なお、不在者投票請求兼宣誓書は期日前投票請求兼宣誓書とともに、各期日前投票所（兼不在者投票所）で交付可能とし、併せて市のホームページからも入手できるように対処する。

ただし、他市町村に選挙人名簿を有する者が行う滞在地（木津川市）での不在者投票事務については、市内すべての期日前投票所を不在者投票所として指定し取り扱う。

### ① 指定病院等での不在者投票

全国の指定病院及び老人ホームに入院あるいは入所中の選挙人で不在者投票事由に該当するものは、指定病院内で不在者投票ができる。

### ② 郵便等による投票

身体に重度の障害があるもので公職選挙法の規定に該当するものは郵便等による不在者投票ができる。しかし、郵便等による投票については、選挙期日の4日前までに投票用紙の交付の請求をしなければならないので注意が必要である。なお、不在者投票の対象者となるには事前の登録が必要である。

### ③ 名簿登録地以外での市町村の選挙管理委員会における不在者投票（投票用紙発送事務）

選挙当日、他市町村において職務等に従事の予定であることや、他市町村に旅行等の予定であることなどの事由により、投票できない場合は、現に滞在し、又は旅行している市町村において不在者投票ができる。

## 第6 在外投票

選挙区選挙及び比例代表選挙について、在外投票が可能となっている。

日本に帰国しての木津川市での投票については、在外選挙用の投票用紙を使用せずに、通常の投票用紙を使用する。

在外選挙指定投票区 一 第2投票所（本庁） 《選管本部に最も近い投票所》

## 第7 開票

○開票所	中央体育館アリーナ
○開票事務	開票については、事務従事者のマニュアルに基づき開票事務を行うものとする。(後日作成)
○開票開始時刻	午後9時
○開票中間速報	選挙区 第1回目 午後10時 (その後おおむね30分間隔) 比例代表 中間速報は行わない。
○結了予定時刻	選挙区 午後11時 比例代表 午前0時30分
○文書検収場所	中央体育館トレーニングルーム

## 第8 投票箱の送致

あらかじめ、安全で最短に送致できるルートを設定する。

## 第9 投票速報

速報本部は、中央体育館トレーニングルーム内に設置する。

投票速報は、指定時刻に投票所からの連絡を受け、選管本部で集計する。

投票速報 投票中間（予定）

午前9時、午前10時、午前11時、午後0時、午後2時、午後4時、午後6時、  
午後7時30分

## 第10 ポスター掲示場

公職選挙法第144条の2第1項の規定に基づき設置する。

設置箇所については、3月定時登録者数に基づき219箇所に決定し、各般の事情を検証し、設置場所の検討を行う。

ポスター掲示場設置及び管理については、選挙期間中の天候や自然災害への対策も必要であるため、設置場所、設置工法等をあらかじめ検討し、その施工方法・管理については万全を期する。ポスター掲示場設置に係る業者の選定は、設置箇所等を十分に把握していると考えられることから、木津、加茂、山城それぞれの区域ごとに見積徴取を行い、設置業者を選定する。

また、選挙期間中にポスター掲示場の破損、倒壊等の事態が発生した場合については、速やかに復旧を図ることとする。

なお、ポスター掲示板等が明らかに故意により破損を受けた場合は、警察に連絡するとともに、被害報告等の処置を講ずるものとする。

ポスター掲示場の素材については、S-Tボード（リサイクル型再生紙ボード）もしくは同等品とする。

《参考》

○公職選挙法

第144条の2 衆議院（小選挙区選出）議員、参議院（選挙区選出）議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第143条第1項第5号のポスター（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。）の掲示場を設けなければならない。

○公職選挙法施行令

第111条 法第144条の2第2項又は第9項に規定するポスター掲示場の総数は、当該市町村の各投票区について、次の表の上欄に掲げる投票区ごとの選挙人名簿登録者数及び同表の中欄に掲げる投票区ごとの面積に応じ、それぞれ当該下欄に定める数を合計した数とする。

## 第11 候補者の氏名掲示

公職選挙法第175条の規定に基づき、候補者の氏名等の掲示を作成する。

候補者の氏名掲示については、公示日の午後5時30分に開催される木津川市選挙管理委員会のくじにより氏名掲示の順番を決定する。

《参考》公職選挙法

第175条 市町村の選挙管理委員会は、各選挙につき、その選挙の当日、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所に衆議院名簿届出政党等の名称及び略称並びに衆議院名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示を、～（略）～ その他の選挙にあつては投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に公職の候補者の氏名及び党派別（衆議院小選挙区選出議員の選挙にあつては、当該候補者に係る候補者届出政党の名称。以下この条において同じ。）の掲示をしなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、各選挙（当該市町村の全部又は一部の区域が含まれる区域として行われるものに限る。）につき、当該選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日から選挙の期日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内の適当な箇所に、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては衆議院名簿届出政党等の名称及び略称の掲示を、～（略）～ その他の選挙にあつては公職の候補者の氏名及び党派別の掲示をしなければならない。

3 第1項の掲示の掲載の順序は、衆議院（比例代表選出）議員の選挙にあつてはいずれの掲示の掲載の順序も同一となるように都道府県の選挙管理委員会が都道府県ごとに、～（略）～ その他の選挙にあつては市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに、当該選挙の公示又は告示があつた日において第86条第1項から第3項まで、第86条の2第1項、～（略）～ の規定による届出をすべき時間が経過した後に行うくじで定める順序による。ただし、衆議院（比例代表選出）議員又は参議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙について当該くじを行つた後、第86条第8項の規定による届出があつた場合（これらの規定による届出のあつた公職の候補者の全員が候補者でなくなつたときを除く。）は、これらの規定の期間が経過した後市町村の選挙管理委員会が開票区ごとに改めて行うくじで定める順序による。

## 第12 啓発活動に関する事項について

### ○啓発資材

- ・公用車に啓発マグネットを掲示（京都府配布分）
- ・投票所及び市庁舎に啓発用のぼり旗の設置（購入予定）
- ・懸垂幕設置【本庁・加茂支所・アスピアやましろ】（京都府配布分）

### ○街頭啓発

京都府選管による府内統一の啓発日に併せて実施予定。

※実施されない場合は、市独自での街頭啓発は行わない。

### ○選挙公報

新聞折込みによる配布とする。

また、新聞折り込みによる配布であることを周知するため、ＨＰ等にも記事を掲載する。

なお、新聞未購読世帯に対応するため、郵送による配布を希望される世帯には、登録制により選挙公報を郵送する。また、市役所本庁、各支所及び西部出張所等の公共施設等に選挙公報を据え置くこととする。

### ○ターゲティング広告

若い世代の投票率向上を図るため、木津川市内で、パソコン、スマートフォンを用いてインターネット（Yahoo、楽天、食べログ、COOKPAD等）を閲覧した際に、各サイトの広告欄に市ＨＰの選挙啓発記事に誘導する広告を表示するサービスを活用する。

※サービス期間：公示日から投開票日までを予定

### ○その他

上記の他、以下の対応を行うこととする。

- ・市ＨＰ …参議院議員通常選挙専用ページを作成し、投票日や期日前投票所、各種投票方法等について周知を行う。また、当該ページへ誘導するＱＲコードを、投票所入場券、広報きづがわ等に掲載し、周知に努める。
- ・広報きづがわ …6月号及び7月号に記事掲載する。
- ・若年層への啓発…新たに18歳となった者への選挙啓発用バースデーカード送付時に、選挙啓発用カードを同封する。

## 第13 投票所の設備について

投票所の設備は、構造及び管理上一足制とすることのできない投票所を除き、「一足（土足）制」を原則とすることから、段差解消用スロープ・養生シート・車イスや車イス用記載台を積極的に配備する。

なお、各投票所に配備・配布する資機材については、施設固有の物品を除き、市

内全投票所において統一化を図る。

また、誤交付・二重交付の防止及び投票事務の効率化を目的として、期日前投票所及び当日投票所の全てに投票用紙自動交付機を配置する。

#### 第14 指定投票区の指定について

##### ○指定投票区（不在者投票） — 第2投票所

本来各投票所へ送致しなければならない不在者投票用紙を指定する投票所へ集約することができるところから、投票所事務従事者の負担軽減や提出書類の記載誤り防止等、事務の効率化のために指定投票区を導入するものとする。指定投票区は、選管本部に最も近い第2投票所（本庁1階）とする。

##### ○指定関係投票区 — 第1投票所および第3投票所から第32投票所

指定投票所（第2投票所）以外の投票所を指定関係投票所として定める。

#### 第15 事務従事者の選任

期日前投票所及び当日の投開票所における事務は、市職員及び派遣職員により執り行う。

派遣職員については、期日前投票事務従事者（誘導）及び当日の投票事務従事者（誘導、受付兼投票用紙交付（1票目）係、投票用紙交付（2票目））に割り当てるところとする。ただし、派遣職員の導入に応じることができる業者が無い場合については、選挙事務に必要となる人員すべてを木津川市職員から選任することとする。

また、過去の選挙管理委員会事務局書記経験者を中心に選管本部へ配置し、体制の強化と整備に努める。

事務従事者には実績に応じ、管理職員特別勤務手当・時間外勤務手当を支給する。

##### ○期日前投票事務従事者

期日前投票事務については、市職員及び派遣職員から選任する。日ごとに各期日前投票所の責任者として事務総括責任者を終日配備し、期日前投票管理者職務代理者を兼任する。他の職員については午前・午後の交代制で勤務する。

期日前投票期間中の事務をスムーズに開始・終了させるために選管事務局職員が各日の開始・終了の時間帯に立ち会う。

##### ○投票事務従事者

投票事務従事者については、市職員及び派遣職員から選任し、各投票区の有権者数に応じて、必要人数を決定し、配置する。

市職員、派遣職員共に終日勤務とする。

投票所施設の準備は、原則として投票日の前日に行う。

## ○開票事務従事者

開票事務従事者については、市職員の中から選任する。開票所施設の準備及び開票リハーサルは、開票日の前日に行う。

## 第16 選挙システム

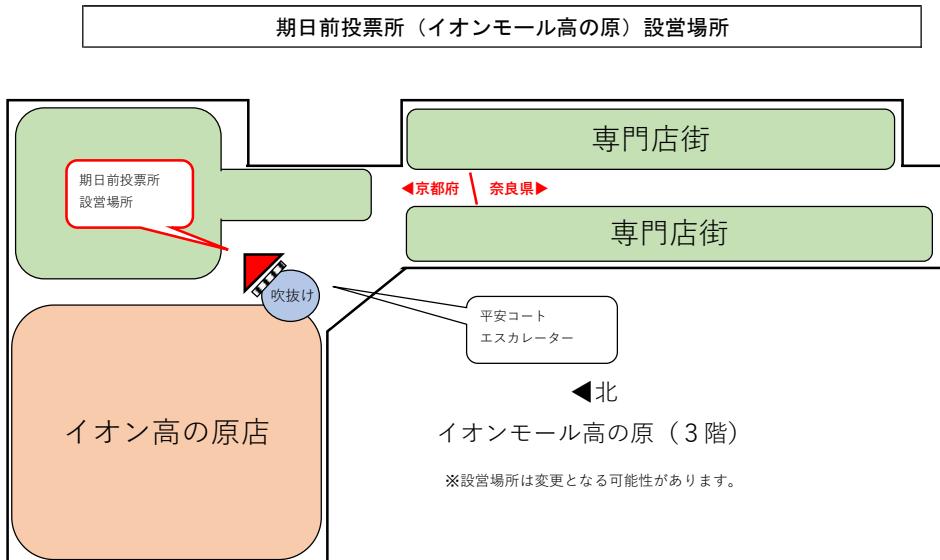
期日前投票・不在者投票・当日投票全てにおいてシステムにより投票者の確認、選挙人名簿への消し込みを行う。

- ・期日前投票・不在者投票・当日投票の受付（パソコンによる消しこみ）
- ・瞬時に選挙人名簿と照合することができる機能（バーコード受付）
- ・各期日前投票所間のネットワーク化（当日投票所はオフライン運用）
- ・期日前・当日投票集計機能
- ・期日前投票終了後、すべての期日前投票情報を確認の上、各当日投票所用USBを作成

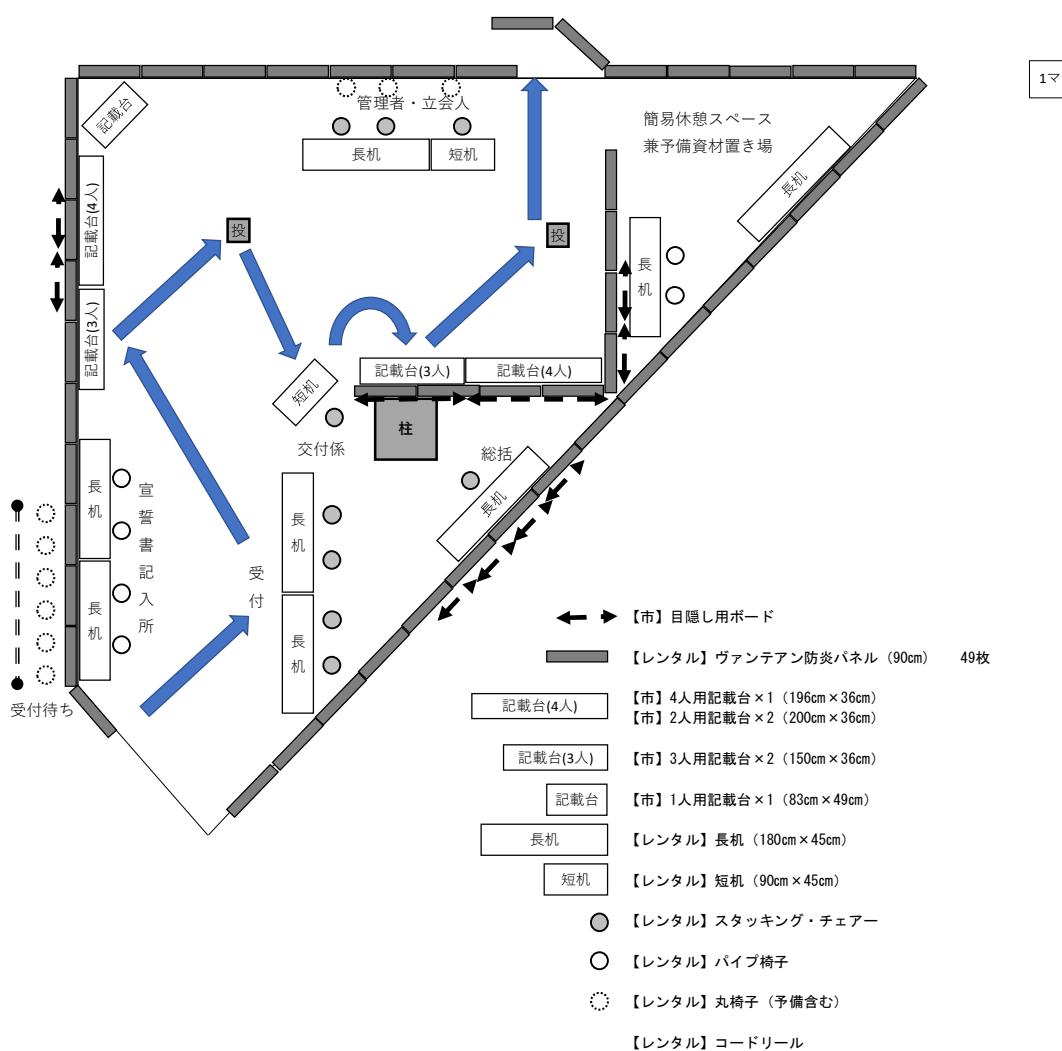
【木津川市投開票所一覧】

投票所番号	投票所名	投票所住所
1	木津小学校	木津川市木津町内垣外95番地
2	木津川市役所	木津川市木津南垣外110番地9
3	鹿背山会館	木津川市鹿背山鹿曲田77番地
4	市坂集会所	木津川市州見台2丁目19番地1
5	梅谷区集会所	木津川市梅美台4丁目20番地1・20番地2
6	相楽小学校	木津川市相楽清水1番地
7	吐師会館	木津川市吐師前ノ橋34番地
8	泉川団地集会所	木津川市相楽川ノ尻27番地99
9	東部交流会館	木津川市木津宮ノ堀149番地
10	高の原小学校	木津川市兜台4丁目4番地1
11	兜谷集会所	木津川市兜台6丁目5番地1
12	相楽台小学校	木津川市相楽台5丁目17番地1
13	木津川台小学校	木津川市木津川台2丁目4番地
14	梅美台小学校	木津川市梅美台4丁目26番地1
15	州見台小学校	木津川市州見台1丁目32番地
16	加茂支所	木津川市加茂町里南古田156番地
17	加茂小学校	木津川市加茂町里西上田11番地1
18	加茂人権センター	木津川市加茂町北小谷55番地2
19	文化財整理保管センター分室	木津川市加茂町岡崎考28番地
20	当尾の郷会館	木津川市加茂町辻下垣外16番地
21	南加茂台公民館	木津川市南加茂台5丁目2番地3
22	南加茂台小学校	木津川市南加茂台12丁目11番地
23	南加茂台第5集会所	木津川市南加茂台13丁目14番地
24	山城支所別館	木津川市山城町上狛北の場3番地1
25	上狛小学校	木津川市山城町上狛学校1番地
26	椿井区公民館	木津川市山城町椿井舟戸32番地
27	北河原区公民館	木津川市山城町北河原古屋敷104番地
28	神童子公民館	木津川市山城町神童子不晴谷113番地
29	大平尾会館	木津川市山城町平尾浜屋敷23番地
30	北平尾区コミュニティセンター	木津川市山城町平尾中古川113番地2
31	棚倉小学校	木津川市山城町綺田局塚14番地
32	城山台小学校	木津川市城山台6丁目1番地1
開票所	木津川市中央体育館	木津川市木津石塚147番地

## 【期日前投票所（イオン）の設営イメージ】



期日前投票所（イオンモール高の原）設営図



外観 1



外観 2



目隠しボード



## 第27回参議院議員通常選挙に係る選挙管理委員会等開催日程（仮）

※以下は、公示日を令和7年7月3日（木）、執行日を令和7年7月20日（日）と想定した場合のものです。

### ○令和7年第3回選挙管理委員会

日 時 令和7年7月2日（水）午前9時00分～

場 所 住民活動スペース（木津川市役所1階）

議 題 ・選挙時登録

※委員会閉会後、引き続き投票管理者説明会を実施します。

### ○令和7年第4回選挙管理委員会

日 時 令和7年7月3日（木）午後5時30分～

場 所 会議室3-4（木津川市役所3階）

議 題 ・氏名等掲示のくじ

### ○令和7年第5回選挙管理委員会

日 時 令和7年7月17日（木）午後5時30分～

場 所 会議室3-4（木津川市役所3階）

議 題 ・開票立会人の選任

※開票立会人の届出数が10人を超える場合のみ実施します。

### ■開票所設営及び開票リハーサル

※委員長はご出席お願いします。

日 時 令和7年7月19日（土）午前10時00分～正午

場 所 木津川市中央体育館アリーナ

### ■第27回参議院議員通常選挙

日 時 令和7年7月20日（日）午前6時45分～

場 所 ご担当される投票所へお越しください。

- ・木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
- ・木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正

## (1) 趣旨

総務省選挙部にて「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」等の一部改正により、国政選挙における各種経費の限度額の一部が引き上げられる予定です。

当該限度額を準用している市例規においても同様に限度額の引き上げを行うこととし、例規改正を行うものです。

## (2) 改正が必要な条例及び規程

### 令和7年第2回定例会（6月議会）に上程

○木津川市選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例

### 令和7年第3回定例会（9月議会）に上程

○木津川市議会議員及び木津川市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例

## (3) 選挙長等の報酬及び費用弁償

区分		改正前	改正後
期日前	投票立会人	9, 600円	10, 900円
	投票管理者	11, 300円	12, 800円
当日	投票立会人	10, 900円	12, 400円
	投票管理者	12, 800円	14, 500円
開票立会人（選挙立会人）		8, 900円	10, 100円
開票管理者（選挙長）		10, 800円	12, 200円

## (4) 市長市議選挙における選挙運動の公費負担額

区分	改正前	改正後
選挙運動用自動車（業務委託）	64, 500円（変更なし）	
選挙運動用自動車（借り入れ）	16, 100円（変更なし）	
選挙運動用自動車（燃料供給）	7, 700円（変更なし）	
選挙運動用自動車（運転手雇用）	12, 500円（変更なし）	
選挙運動用ビラ作成費 (1枚当たりの印刷費)	7円73銭	8円38銭
選挙運動用ポスター作製費 (1枚当たりの印刷費)	541円31銭	586円88銭
選挙運動用ポスター作製費（企画費）	316, 250円（変更なし）	

# 公職選挙法の一部を改正する法律要綱

## (ポスターの品位保持)

### 1 ポスター掲示場に掲示するポスターの記載に関する義務の新設

- (1) ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
- (2) 公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示する個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスターには、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ若しくは善良な風俗を害し又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等いやしくもポスター掲示場に掲示されるポスターとしての品位を損なう内容を記載してはならないこと。

(第144条の4の2関係)

### 2 ポスター掲示場に掲示したポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設

ポスター掲示場に掲示したポスターその他の文書図画において特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。

(第235条の3第2項関係)

### 3 施行期日等

- (1) この法律は、公布の日から起算して1月を経過した日から施行すること。
- (2) この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。
- (3) 選挙に関するインターネット等の利用の状況、公職の候補者間の公平の確保の状況その他の最近における選挙をめぐる状況に対応するための施策の在り方については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

(附則関係)

# 公職選挙法の一部を改正する法律要綱

## (選挙運動に関する規格の簡素化)

### 1 公職の候補者の選挙運動用自動車の規格制限の簡素化

公職の候補者が主として選挙運動のために使用することができる自動車の規格を、全ての選挙について、乗車定員10人以下で車両総重量3.5トン未満とすること。

(第141条第1項及び第6項関係)

### 2 公職の候補者の選挙運動用ポスターの規格の統一

公職の候補者が選挙運動のために使用するポスター(いわゆる「5号ポスター」)の規格を、全ての選挙について、個人演説会の告知の記載の有無にかかわらず、長さ42cm、幅40cm以内とすること。これに伴い、個人演説会告知用ポスターを廃止すること。

(第143条第1項及び第13項関係)

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

この法律は、令和8年1月1日から施行すること。

(附則第1条関係)

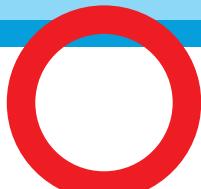
#### (2) 適用区分

この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙については、なお従前の例によること。(附則第2条関係)

#### (3) その他

その他所要の規定を設けること。

# ポスターの「品位保持」のため 公職選挙法が改正されました。



選挙運動用ポスターには、ポスターを使用する候補者の氏名を有権者が見やすいように記載します。



## 選挙

ポスター掲示場



選挙運動用ポスターには、品位を損なう内容を記載してはいけません。



### 公職選挙法の改正内容

#### 1 ポスターの記載に関する義務の新設（法第144条の4の2）

- ・ポスター掲示場に掲示するポスターには、その表面に、ポスターを使用する公職の候補者の氏名を、選挙人に見やすいように記載しなければならないこと。
- ・公職の候補者は、その責任を自覚し、ポスター掲示場に掲示するポスターには、他人若しくは他の政党等の名誉を傷つけたり、善良な風俗を害したり、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等、品位を損なう内容を記載してはならないこと。

#### 2 ポスターにおける営業宣伝に係る罰則の新設（法235条の3第2項）

- ・ポスター掲示場に掲示したポスター等において、特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をした者は、100万円以下の罰金に処すること。

#### 3 施行期日等

上記改正は、令和7年5月2日から施行され、施行の日以後、その期日を公示又は告示される選挙について適用されます。

# 「選挙妨害」や「虚偽事項の公表」は 犯罪です！



有権者や候補者などへの暴行や威迫、  
集会や演説の妨害、文書図画の毀損など、  
**選挙の自由を妨害**することや、当選させない目的をもって、  
候補者に関して虚偽の事項を公にし、  
又は事実をゆがめて公にする(SNSでの発信も含まれます)  
ことは**処罰**の対象となります(公職選挙法225条、235条2項)。

私たち有権者は、  
**候補者の政見、政党の政策などを知り、**  
私たちの思いを実現する人々を選び、投票することが大事!  
そのためには、  
**選挙が自由かつ公正に行われなければならないのです。**  
投票の自由や選挙運動の自由を  
妨害するような行為は選挙の自由妨害罪として処罰されます。  
また、公職の候補者に関して虚偽の事項を公にすることは、  
処罰の対象となり得ますので、SNS等の発信(拡散)に  
当たっては、**情報の真偽をよく確かめてから**  
発信するようにしましょう。

## ルールを守って、明るい選挙!

